



平成 23 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**
代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一
(コード番号 6754 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員経営企画室長
川辺 哲雄
(TEL 046-296-6507)

取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、本日開催の取締役会において、取締役のストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額及びその内容についての議案を、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の当社第 85 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 付議の理由

業績向上に対する意欲や士気を高揚させ、株主と株価を意識した経営を推進し、企業価値の向上を図ることを目的に、当社の取締役に対し、報酬として新株予約権を付与することについて、ご承認をお願いするものであります。

II. 議案の内容

1. 報酬等の額

当社の取締役報酬額は平成 18 年 6 月 28 日開催の第 80 期定時株主総会において、年額 260 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該取締役報酬額とは別枠で、会社法 361 条第 1 項に規定される報酬等として、本株主総会開催日の翌日以降 1 年間において年額 30 百万円の範囲で新株予約権を付与することにつきご承認をお願いするものであります。当該報酬額につきましては、一般的に用いられている公正価額の算定方法に基づき算出いたします。

なお、当社の現在の取締役は 7 名（常勤取締役 5 名、社外取締役 2 名）ですが、本株主総会において別に掲げる取締役選任に係る議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は 8 名（常勤取締役 5 名、社外取締役 3 名）となります。ただし、社外取締役に対しては新株予約権を割当てないものといたします。

2. 報酬として割当てる新株予約権の内容等

ストック・オプションとして取締役に対して発行する新株予約権の内容等は次のとおりといたします。

(1) 新株予約権の総数

100 個を本株主総会の日から 1 年以内の日に割当てる新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 1,000

株とし、当社普通株式 100,000 株を、本株主総会の日から 1 年以内の日に割当てて新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、それぞれ必要かつ適切な付与株式数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日まで

(5) 新株予約権の行使条件

①権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後 1 年間（喪失後 1 年以内に平成 28 年 8 月 31 日が到来する場合にあっては、同日まで）に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成 26 年 8 月 31 日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成 26 年 9 月 1 日から 1 年間に限り新株予約権の行使を認める。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③その他の条件は、本株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権のその他の内容

その他、新株予約権の募集事項および細目事項については、取締役会決議により定める。

以 上